

令和8年9月7日

令和8年登米市議会定例会 9月定期議会 提案理由説明書

登米市議会
議員 番

諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	たかはし こ 高 橋 いち子
住 所	登米市迫町
職 業	無職

諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	ほうじょう としお 北 條 敏 夫
住 所	登米市登米町
職 業	社会福祉法人役員

諮 問 第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	すとう ひろし 須藤 浩
住 所	登米市津山町
職 業	無職

同 意 第 30号	監査委員選任につき同意を求めることについて
-----------	-----------------------

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、監査委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	やまうち きよし 山内 清
住 所	登米市東和町
職 業	農業

報 告 第 18 号	令和 7 年度登米市健全化判断比率の報告について
------------	--------------------------

本件は、令和 7 年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 19 号	令和 7 年度登米市資金不足比率の報告について
------------	-------------------------

本件は、令和 7 年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 20 号	登米市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
------------	---------------------------------------

本件は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第86号）の公布に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。
（新旧対照表10ページ）

報 告 第 21 号	登米市景観条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
------------	---------------------------------

本件は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の公布による景観法（平成16年法律第110号）の一部改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。
（新旧対照表11ページ）

報 告 第 22 号	登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
------------	---

本件は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第29号）の施行による、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表12ページ）

報 告 第 23 号	放棄した債権の報告について
------------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第 1 項の規定に基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 24 号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報 告 第 25 号	株式会社いしこしの経営状況について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人の経営状況について、議会に報告するものであります。

議案第73号	令和8年度登米市一般会計補正予算（第5号）
議案第74号	令和8年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第75号	令和8年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第76号	令和8年度登米市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第77号	令和8年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第78号	令和8年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）

本案は、議案第73号令和8年度登米市一般会計補正予算（第5号）から議案第78号令和8年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,352万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ523億9,884万2千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、介護保険特別会計への繰出金177万円、農業用排水施設等維持管理事業463万円などを減額する一方、公共施設等維持補修基金などの積立金2億8,271万8千円、放課後児童健全育成事業1,700万円、地域農業構造転換支援事業1,570万8千円などを増額して計上しております。

歳入では、都市構造再編集中支援事業補助金1億7,761万1千円、財政調整基金繰入金6億5,242万2千円を減額する一方、市民税4億4,008万8千円、市債1億7,410万円などを増額して計上しております。

また、地方債補正として変更2件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、事業の精算に伴う繰出金857万1千円などを増額し、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金2,368万8千円などを増額し、介護保険特別会計の歳出では、令和7年度の実績確定に伴う国庫負担金等の返還金8,694万円などを増額して計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業費用630万7千円を増額し、資本的支出916万円を減額して計上しております。

病院事業会計では、病院事業費用245万3千円、資本的収入6,190万円、資本的支出6,201万6千円を増額するほか、企業債補正として変更1件を計上しております。

議案第79号	登米市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------------

本案は、第三次登米市総合計画に掲げるまちづくりの基本政策と、ふるさと応援寄附金の対象事業区分との整合性を図るほか、現状の運用実態に即した改正や文言整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表13ページ)

議案第80号	登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------------------

本案は、人事院規則の改正に伴い、災害応急作業等手当の額が改定されたことを踏まえ、国家公務員に準じて消防業務手当及び災害応急作業等派遣手当の額を改正するとともに、危険鳥獣等の捕獲等に係る業務に従事した職員に対し、新たに特殊勤務手当（危険鳥獣等捕獲等業務手当）を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表15ページ)

議案第81号	財産の取得について
--------	-----------

本案は、公用自動車（EV軽貨物車）購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第82号	市道路線の廃止について
--------	-------------

本案は、市道路線1路線の廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認 定 第 1 号	令和7年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 2 号	令和7年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 3 号	令和7年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 4 号	令和7年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 5 号	令和7年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 6 号	令和7年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 7 号	令和7年度登米市水道事業会計決算認定について
認 定 第 8 号	令和7年度登米市下水道事業会計決算認定について
認 定 第 9 号	令和7年度登米市病院事業会計決算認定について
認 定 第 10号	令和7年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、令和7年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか9会計の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

報告第20号関係

登米市認可地縁団体印鑑条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (登録資格) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) (略) (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) (略) 第3条 (略) (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2・3 (略) 第5条～第16条 (略)	第1条 (略) (登録資格) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) (略) (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第19条第1項第1号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) (略) 第3条 (略) (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2・3 (略) 第5条～第16条 (略)

報告第21号関係

登米市景観条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 条～第11条 （略） （届出を要しない行為） 第12条 <u>第16条第 8 項第12号</u> の条例で定める届出を要しない行為は、別表のとおりとする。 第13条～第25条 （略）	第 1 条～第11条 （略） （届出を要しない行為） 第12条 <u>第16条第 7 項第11号</u> の条例で定める届出を要しない行為は、別表のとおりとする。 第13条～第25条 （略）

報告第22号関係

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条・第2条 (略) (回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 市長は、協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 (1)～(5) (略) (6) 産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第23項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (7)～(9) (略) 第4条・第5条 (略)	第1条・第2条 (略) (回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 市長は、協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 (1)～(5) (略) (6) 産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (7)～(9) (略) 第4条・第5条 (略)

議案第79号関係

登米市ふるさと応援寄附金条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (対象事業) 第2条 前条の寄附金を財源として行う事業(以下「寄附事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>やすらぐまちづくりに関する事業</u> (2) <u>にぎわうまちづくりに関する事業</u> (3) <u>つながるまちづくりに関する事業</u> 第3条 (略) (寄附事業の指定) 第4条 寄附者は、その寄附金に係る_____寄附事業を_____あらかじめ<u>1</u>つ指定することができる。	第1条 (略) (対象事業) 第2条 前条の寄附金を財源として行う事業(以下「寄附事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>ふるさとの山・沼・川等の自然環境を守りはぐくむ事業</u> (2) <u>ふるさとの歴史的な街並みや文化財の保全及び活用に関する事業</u> (3) <u>ふるさとの地域医療体制整備に関する事業</u> (4) <u>ふるさとの社会福祉施設の整備及び設備等の充実に関する事業</u> (5) <u>ふるさとの安心安全のための消防防災施設の整備及び設備等の充実に関する事業</u> (6) <u>ふるさとの子供たちの教育に関する事業</u> (7) <u>ふるさとの地域間交流の推進に関する事業</u> (8) <u>ふるさとのイベントの開催に関する事業</u> (9) <u>ふるさとの地域資源を活かした産業振興に関する事業</u> (10) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u> 第3条 (略) (寄附事業の指定) 第4条 寄附者は、その寄附金で運用する事業を寄附事業の中から、あらかじめ____指定することができる。

2 市長は、寄附者が前項による指定を行わなかったときは、寄附者に代わって当該指定を行うものとする。

(基金の積立て)

第5条 寄附者から受け入れた寄附金は、登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号。以下「基金条例」という。）第3条第1項の表に規定する登米市ふるさと応援基金に積み立てるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、寄附金を基金条例第3条第1項の表に規定する他の基金に積み立てることができるものとする。

第6条～第8条 （略）

2 市長は、寄附者が前項による指定を行わなかったときは、寄附者に代わって寄附事業の中から指定を行うものとする。

3 市長は、前項の指定を行ったときは、当該寄附者に対し、規則で定める通知書を交付しなければならない。

(基金の積立て)

第5条 寄附者から受け入れた寄附金は、登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号。以下「基金条例」という。）第3条第1項の表(11)の項の登米市ふるさと応援基金に積み立てるものとする。

2 市長は、前項の規定に関わらず、必要があると認めるときは、寄附金を基金条例第3条に規定する他の基金に積み立てることができるものとする。

第6条～第8条 （略）

議案第80号関係

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 危険鳥獣等捕獲等業務手当</u> 第3条・第4条 (略) (消防業務手当) 第5条 (略) 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号の業務 業務に従事した日1日につき <u>1,120円</u> (2) 前項第2号の業務 業務に従事した日1日につき <u>1,120円</u> (3) (略) (4) 前項第4号の業務 業務に従事した日1日につき <u>1,440円</u> 。ただし、同号の業務が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大がなされたときまでの間における当該区域と同一地域を含む。）で行われた場合は、業務に従事した日1日につき <u>2,880円</u> (災害応急作業等派遣手当) 第6条 (略)	第1条 (略) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) (略) 第3条・第4条 (略) (消防業務手当) 第5条 (略) 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号の業務 業務に従事した日1日につき <u>840円</u> (2) 前項第2号の業務 業務に従事した日1日につき <u>840円</u> (3) (略) (4) 前項第4号の業務 業務に従事した日1日につき <u>1,080円</u> 。ただし、同号の業務が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大がなされたときまでの間における当該区域と同一地域を含む。）で行われた場合は、業務に従事した日1日につき <u>2,160円</u> (災害応急作業等派遣手当) 第6条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,440円とする。
ただし、当該作業の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合は、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

（危険鳥獣等捕獲等業務手当）

第7条 危険鳥獣等捕獲等業務手当は、職員が次に掲げる業務に現地において従事したときに支給する。

(1) 危険鳥獣等（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第2条第6項に規定する危険鳥獣その他規則で定める鳥獣をいう。）の搜索、追跡又は捕獲等（同条第8項に規定する捕獲等をいう。）に係る業務

(2) 緊急銃猟（鳥獣保護管理法第34条の2第2項に規定する緊急銃猟をいう。）の実施又はその実施の調整に係る業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 500円

(2) 前項第2号の業務 1,000円

3 同一の日において第1項第1号及び第2号の業務に従事した場合には、同項第1号の業務に係る手当は、支給しない。

（支給方法）

第8条 （略）

（整理簿）

第9条 （略）

（委任）

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,080円とする。
ただし、当該作業の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合は、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

（支給方法）

第7条 （略）

（整理簿）

第8条 （略）

（委任）

第10条 （略）

第9条 （略）